平成25年4月17日

各　位

上場会社名　バリューコマース株式会社
代表者　代表取締役 社長執行役員　飯塚　洋一
（コード番号　2491）
問合せ先責任者　取締役　副社長執行役員　最高財務責任者　土田　圭滋
（TEL　03-4590-3600）

業績目標コミットメント型
有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び幹部従業員に対し、業績目標コミットメント型有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社では、従来より、役員及び従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、ストック・オプション制度を導入しております。このたび、当社の中長期的な成長を促進するため、業績目標を定め、その業績目標を達成するインセンティブとして、当社の取締役及び幹部従業員に対し、新株予約権の割当てを行うものであります。

なお、本新株予約権は「2. 新株予約権の発行要領（8）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の営業利益が一定の水準を上回った場合に、初めて権利行使を可能とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

バリューコマース株式会社第９回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社の取締役及び従業員９名に対し4,000個

なお、上記対象となる者の人数は予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、１株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、4,000株が当初の上限となる。）。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

⑷ 発行する新株予約権の総数

4,000 個

ただし、これは割当予定数であり、上記 ⑵ 記載の割当予定者が新株予約権割当日において、当社取締役、従業員又は当社子会社取締役、従業員たる地位を失っている場合、又は引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

⑸ 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権１個当たりの発行価額は、708 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

⑹ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権１個当たりの金額は、１株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 92,500 円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権割当日後、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑺ 新株予約権の権利行使期間

平成25年５月２日から平成35年５月１日まで

⑻ 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成25年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）又は（b）に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期（以下、「達成期」という。）に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が1,520百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで　行使可能割合：40％
達成期：平成28年12月期　　行使可能割合：30％
達成期：平成29年12月期　　行使可能割合：20％
達成期：平成30年12月期　　行使可能割合：10％

(b) 営業利益が1,750百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで　行使可能割合：60％
達成期：平成28年12月期　　行使可能割合：50％
達成期：平成29年12月期　　行使可能割合：40％
達成期：平成30年12月期　　行使可能割合：30％

② 新株予約権者は、上記⑻①に定める（a）又は（b）の条件を充たす前に、平成25年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記⑻①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

③ 上記⑻①及び②における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

④ 新株予約権者は、新株予約権割当時から行使時まで継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員（以下、「当社の取締役等」という。）その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

⑤ 上記⑻④の規定にかかわらず、新株予約権者は、任期満了による退任、定年退職、もしくは雇用期間の満了による退職の場合、又は当社が正当な理由があると当社取締役会の決議（新株予約権者が当社の取締役等の地位を喪失した日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、新株予約権を行使することができる。

⑥ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合で、当社取締役会の決議（新株予約権者の死亡の日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、上記⑻④の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より１年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記⑻④の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より１年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

⑦ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

⑧ 新株予約権者は、各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑼ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

⑽ 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の

議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）に、新株予約権者が保有する新株予約権の数に取得日における新株予約権１個当たりの公正価格を乗じた価格の金銭を新株予約権者に交付することによって、新株予約権の全部を取得することができる。

② 当社普通株式が、第三者による当社普通株式に対する公開買付け又は市場内もしくは市場外での当社普通株式の取得により、金融商品取引所の定める上場廃止基準に該当し、整理銘柄の指定を受けた（以下、「上場廃止の決定を受けた」という。）場合は、当社は、取得日（上場廃止の決定を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に開催される当社取締役会で定めた日に限る。）に、新株予約権者が保有する新株予約権の数に取得日における新株予約権１個当たりの公正価格を乗じた価格の金銭を新株予約権者に交付することによって、新株予約権の全部を取得することができる。

③ 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記 (8) ①及び②に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、取得日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

④ 任期満了による退任、定年退職、雇用期間の満了による退職以外の理由による退任又は退職で、上記 (8) ⑤の取締役会の決議がなされない場合は、新株予約権者が当社の取締役等の地位を喪失した日の翌日から起算して 30 日を経過した日をもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。

⑤ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合で、上記 (8) ⑥の取締役会の決議がなされないときは、新株予約権者が死亡した日の翌日から起算して 30 日を経過した日をもって、当社は新株予約権者がその死亡の日に保有していた新株予約権の数にその死亡の日における新株予約権１個当たりの公正価格を乗じた価格の金銭を新株予約権者の相続人に交付することによって、当該新株予約権の全部を取得する。

(11) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、以下の条件に沿って、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 (3) に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 (6) で定められる行使価額を調整して得られる価額に、上記 (12) ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 (9) に準じて決定する。

⑥ 新株予約権を行使することができる期間

上記 (7) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 (7) に定める行使期間の末日までとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（8）に準じて決定する。
⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（10）に準じて決定する。
⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(13) 新株予約権の割当日
平成25年5月2日

(14) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(15) 新株予約権の取得請求に関する事項
新株予約権者は、当社普通株式が、第三者による当社普通株式に対する公開買付け又は市場内もしくは市場外での当社普通株式の取得により、上場廃止の決定を受けた場合は、上場廃止の決定を受けた日の翌日から起算して30日間、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その保有する新株予約権の全部（一部は不可）を取得することを請求することができるものとし、当社は、かかる新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権者に対して、当該新株予約権者が保有する新株予約権の数に、当社普通株式が上場廃止の決定を受けた日における新株予約権1個当たりの公正価格を乗じた価格の金銭を交付する。ただし、当社が(10)②に定める新株予約権の取得を行うことを決定した場合はこの限りではない。

(16) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成25年6月30日

(17) 申込期日
平成25年4月26日

以　上